

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

〔平成元年2月22日〕
〔条例第2号〕

（目的）

第1条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年法律第117号）第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の警戒免除）

第2条 職員（この条例施行前に職員でなくなつた者を含む。）のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かつてその懲戒を免除する。

附 則

この条例は、平成元年2月24日から施行する。